

(参考)港北区放課後児童クラブ防災マニュアル(地震編) 平日15:00横浜市内震度5強以上 発生の想定

防災計画								BCP			
自衛消防組織 ※1	担当(係)名 ※2	災害時の役割 (地震・不審者対 策含む)	日常の備えと訓練	緊急地震速報 (P波)受信	地震発生 (S波到来)	揺れ収束	一次避難 (校庭・屋外)	第二次避難 引き渡し準備	引き渡し・夜間対応	翌日 (再開準備)	再開・正常化に 向けて
通報班(本部)	主任	119番通報・学校との連絡 学校・関連との連絡 消防隊へ情報提供 保護者・関係諸機関との連絡	A11緊急地震速報受診時の伝達体制確認 (震源が駿河湾なら30～40秒/相模湾なら2～3秒/横浜直下ならS波が速報より先)	A21地震!安全な場所に避難して緊急地震速報! (安全スペース＝物が動いてこない、落ちてこない場所を決めておき、訓練)	A31安全スペースで頭を守り、安全確保(しゃがむ必要はない)	A41火気発生確認 → 初期消火開始 A41転倒・落下物による要救助者がいないことを確認 A43要救助者いれば、119番通報、学校、防災拠点に連絡	A51避難場所(校庭等に避難) A52人数を学校と共有。A53行政にも速報	A61第二次避難場所学校と確立(校庭～屋内:天候にもよる) A62保護者SNSには児童はクラブ学校で預かり。都心の保護者は無理な帰宅をせず、自身の安全確保をと伝える。 (東京都一斉帰宅抑制条例では最大3日の可能性)	A71都心勤務等で帰宅困難になった保護者と児童への対応方針確立 A72学校と連携した夜間宿泊体制など(児童は発災時在校・在クラブ問わず合流等) A73保護者に状況逐次連絡 A74職員帰宅と応援職員体制構築	A81保護者未帰宅児童への対応 A82学校・行政と再開可否協議 A83具体的BCP再構築 A84保護者とのBCP共有	A91保護者・児童の安否情報管理 A92再開BCP共有 T93開所情報通知文配布
初期消火班(救出班)		消火器・屋内消火栓使用救出活動 不審者対応 屋内第二次避難への安全確認	B11消火器・消火栓の位置点検、使用訓練実施。 B12地域防災拠点訓練に参加して、救出用具・搬送用具の所在と使い方を知る。	B21危険な場所にいる児童への声掛け・誘導	B31安全スペースで頭を守り、安全確保(しゃがむ必要はない)	B41火気発生確認 → 初期消火開始 B42転倒・落下物による要救助者がいないことを確認 B43要救助者あれば、学校、防災拠点と連携して救出	B51負傷者の運搬	B61防災拠点と連携し現場の余熱・再燃・危険区域に警戒。	B71クラブエリアへの立入制限 「立入禁止一放課後児童クラブエリア」「引取保護者入口」と表示 B72夜間警備	B81消火設備の被害確認。復旧依頼の記録	B92破損箇所の養生と復旧に努める
避難誘導班(宿泊対応班)		第一次避難場所への誘導 避難場所での点呼・健康・天候管理	C11地震は、「P波を感じたら安全スペースへ」という訓練の徹底(緊急地震速報は間に合わない) C12引き渡しのためのブランク、名簿等整備	C21危険な場所にいる児童への声掛け・誘導	C31安全スペースで頭を守り、安全確保(しゃがむ必要はない)	C41児童を落ち着かせ、次の行動に備える C42避難指示により避難誘導	C51点呼して本部に報告 C52児童の体調確認。	C53引き渡し準備・旗・ブランクなど・確認名簿	C61学校とクラブの連携確立し、残存児童の宿泊場所確保C62トイレ対応(トイレ通常使用可否確認・トイレバック設置と使用法指導) C63 PTA備蓄、防災拠点から毛布、水、食料確保 C64安心の声かけ継続	C71児童の体調変化確認、心理的ケア C72学校と連携した安否確認	通常体制への切替え準備 児童説明対応
救護班(推奨)		要救助者への応急手当と保護	D11応急手当セットの管理活用 D2毛布・ブルーシートなどの準備	D21危険な場所にいる児童への声掛け・誘導	D31安全スペースで頭を守り、安全確保(しゃがむ必要はない)	D41負傷者の有無を確認	D51負傷者の応急手当	D61天候等判断から、児童・職員の健康と心のケア	D71残存児童への学校と連携した健康管理体制確立	D81避難所の衛生環境確認	D91児童の身体と心の健康観察
学校災害対策本部	校長:地域防災拠点運営委員会副会長	防災計画に基づく安全確保 地域防災拠点開設支援	防災備品点検・教職員体制確認、児童引率訓練計画とクラブとの連携確認		緊急放送・校内点呼開始、各クラブとの連絡準備	被害確認。校内安全情報を集約し、防災本部を立ち上げる。 避難判断を各施設に伝達 職員配置・防火確認	避難経路の調整、避難スペース割り当てと状況共有	児童クラブと協議し、一時預かり体制の調整・教室提供判断	夜間職員配置・水・食料対応／地域避難拠点との連携開始 学校PTA備蓄水・食料の活用	校舎・設備の被害確認と教育委員会への報告	再開可否を教育委員会と協議 学校全体の再開案内
地域防災拠点	地域防災拠点運営委員会	横浜市震災対策条例にもとづく活動	地域防災拠点運営委員会にて放課後児童クラブの一覧を説明						地域防災拠点からの水、食料。毛布等支給。		

※1 自衛消防組織 消防法8条により、自衛消防組織の活動は必須である。
 ※2担当は、発災時に勤務する者が本部の命を受け、または自発的に分担するものとする。
 作成:防災士 鷲山×chatGPT pro